

☆働き方改革等説明会☆

静岡労働局では、「一億総活躍社会を実現するための最大のチャレンジ」と位置付けられている働き方改革について理解を深めるとともに、時間外労働の削減や平成30年4月からの無期転換等について定めた関係法令、企業の対応等についての説明会を下記のとおり開催します。

* 内容 「働き方改革について」

- 長時間労働の是正、時間外労働削減の好事例
- 無期転換ルールについて
- 生産性向上(企業の人材育成・労働者の職業能力開発)

* 対象

事業主、企業の人事労務担当者等

《お問い合わせ》

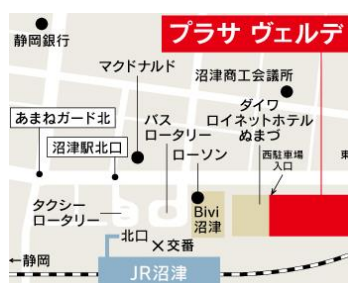
静岡労働局 雇用環境・均等室

電話：054-252-5310 FAX:054-252-8216

* 開催日程 ※参加無料 申し込みは先着順で定員になり次第終了します。

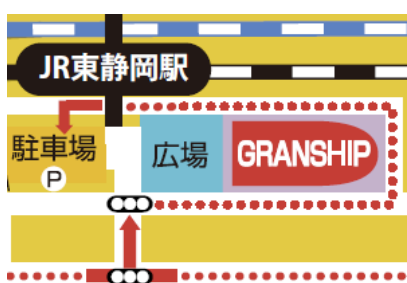
地区	日時	場所	定員
東部	平成30年1月17日(水) 14時～16時	プラサヴェルデ コンベンションホールB 沼津市大手町1-1-4	250名
中部	平成30年1月12日(金) 14時～16時	グランシップ 11階 会議ホール 静岡市駿河区池田79-4	500名
西部	平成30年1月15日(月) 14時～16時	アクトシティ浜松 コンgresセンター31会議室 浜松市中区板屋町111-1	400名

* 会場案内図



東部会場

◎西駐車場及び東駐車場が有料で利用できます。



中部会場

◎東静岡駅南口の一般有料駐車場が利用できます。台数に限りがあります。公共交通機関でご来場ください。



西部会場

◎アクトシティ地下有料駐車場が利用できます。

申込書

静岡労働局雇用環境・均等室あて FAX:054-252-8216

雇用情勢が好転しております今こそ「働き方改革」を進める大きなチャンスです！

有効求人倍率は25年ぶりの高水準に達し人手不足が深刻化しています。「働き方改革」を進め人材不足の解消のために多様な働き方、時間外労働時間の削減、企業イメージの向上、労働者が働きやすい環境を考える機会として説明会に御参加ください。説明会申込用紙になります。下段には、「無期転換ルール」を主体としました相談会開催をご案内させていただいております。

説明会申込は、既にホームページ等より申込された企業様が再度申込される必要はございません。

1. 働き方改革説明会

希望会場 (○を記入してください)			
	中部 1月12日(金)	西部 1月15日(月)	東部 1月17日(水)

参加企業名等をご記入ください。 ※参加無料 申し込みは先着順で定員になり次第終了します。

事業所			
所在地	〒	電話番号	
参加者	所属		
	名前		

2. その他、開催の相談会申込み(ご案内)

相談会名	無期転換ルール相談会		同一労働同一賃金 無期転換ルール相談会	
希望日 (希望日に○印 記入ください)	東部: 2月9日(金)	西部: 2月16日(金)	東部: 1月31日(水) 2月16日(金)	西部: 1月30日(火) 2月15日(木)
時間	13:00~16:30	13:00~16:30	10:00~16:00	10:00~16:00
場所	三島労働基準監督署 会議室	浜松労働基準監督署 会議室	東海道シグマ 沼津支店 沼津市大手町2-4-1 沼津第一生命 ビルディング2F	東海道シグマ 浜松支店 浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー3F
相談内容	・無期転換ルール ・有期雇用特措法申請についての相談		・無期転換ルール ・非正規労働者の待遇改善支援等の企業対応	
主催	静岡労働局 雇用環境・均等室		非正規雇用労働者待遇改善支援センター (委託先:株式会社 東海道シグマ)	

※ 説明会申込後は、定員を超えるまでは主催者から折り返しのご連絡はいたしません。
相談会については、お申し込み後、後日お電話で日程調整させていただく場合がございます。

❁平成30年4月より無期転換ルールが始まります。 ～企業の皆さま準備はできていますか？～

生産性の向上がうたわれる一方で、人材不足の問題も深刻化しています。長期的な人材活用により、意欲と能力のある労働力を安定的に確保すべく、平成30年4月から、通算5年以上勤務する有期労働者からの希望があった場合には無期雇用に転換させる義務が発生します。就業規則の整備や業務内容の見直し等、転換に伴う疑問は静岡労働局雇用環境・均等室までご相談ください。



◎継続雇用の高齢者(定年後再雇用5年経過者等)の特例

定年後に引き続き雇用される労働者(継続雇用の高齢者)にも有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生します。

平成27年4月に有期特別措置法が施行され、適切な雇用管理に関する計画を作成し(第二種計画認定・変更申請書)、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

この手続きは、都道府県労働局長の認定後に効力が発生します。手続きの忘れや認識不足を防ぐためにも説明会で企業の対応をお話します。

※平成30年4月効力を考えますと申請時期が集中いたしますので早めの手続きは、静岡労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。



☆無期転換ルール相談会☆

相談会名	開催日時	場所	定員	内容
東部地域 相談会	2月9日 (金) 13:00～16:30	三島労働基準監督署 会議室	30社程度	企業向け労働契約法第18条「無期転換ルール」導入、「有期雇用特措法」申請についての相談ができます。
西部地域 相談会	2月16日 (金) 13:00～16:30	浜松労働基準監督署 会議室	30社程度	

常時相談窓口のご案内

相談窓口	静岡労働局 5階 雇用環境・均等室
開設時間	月曜日から金曜日(祝日を除く) 8:30～16:30

静岡労働局HPの無期転換ルール相談会申込用紙か同封の申込用紙からお申込ください。

《お問い合わせ》
静岡労働局 雇用環境・均等室
電話：054-252-5310 FAX:054-252-8216

長時間労働の解消

生産年齢人口の減少に加え、人口流出も大きな課題となっている静岡県。どの産業においても人材不足は喫緊の課題です。また、長時間労働に対する法規制の適用拡大など、法改正等への対応も迫られています。

そうした中、「働き方改革」を人材不足や長時間労働解消のための「ツール」として活用されてはいかがでしょうか。

説明会では、県内の企業から集められた「好事例」などをご紹介しますながら改革へのヒントを一緒に考えていければと思っています。



生産性向上に向けた人材育成の支援

生産性向上に向けた人材育成は必要ではありませんか？
事業主の生産性向上に向けた人材育成を支援しています。

中小企業等における生産性の向上を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター静岡において「生産性向上支援訓練」が新たにスタートいたしました。

「生産性向上支援訓練」とは、企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流、IoT、マーケティング等に関する知識やスキルを習得するための訓練です。

訓練カリキュラムは、新任層から管理者層まで幅広い階層に対してご提案しており、能力開発セミナーや生産性向上支援訓練を従業員に受講させた場合には助成金を受けることができます。

〒422-8033

静岡市駿河区登呂3丁目1番35号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部

静岡職業能力開発促進センター ポリテクセンター静岡

生産性向上人材育成支援センター 電話 054(285)7184

054(285)7153

FAX 054(285)5192